



# SS活動通信 4月号

年間計画	4月 未成年者飲酒・喫煙防止	7月 未成年者飲酒・喫煙防止	10月 防犯対策	1月 未成年者飲酒・喫煙防止
	5月 SS活動の再確認	8月 青少年健全育成	11月 地域安全対策	2月 防犯対策
	6月 防犯対策	9月 防災・災害対策	12月 防犯対策	3月 地域安全対策

## 徹底しましょう! 「年齢確認」 お酒・たばここと成人向け雑誌



年齢確認

### 行動のポイント

**未成年者に「この店では買える」と思われたいことが重要です!**

新学期がスタートします。成人と確認できない場合は、毅然とした態度で販売をお断りしましょう。



#### ◆年齢確認教育の徹底

「年齢確認」は毅然とした態度で対応します。聞き入れないお客様がいた場合は複数人に対応し、必要に応じて警察等へ通報します。

#### <年齢確認が出来る証明書>

※いずれもコピー不可 JFA統一ガイドライン

運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証、年金手帳又は年金証書、パスポート、在留カード又は特別永住者証明書、各種福祉手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、学生証等

※1995年（平成7年）生まれで誕生日を迎えた方が20歳以上です。（成人向け雑誌は18歳以上です。）

#### ◆「年齢確認」告知物の掲出確認

特に「酒類陳列場所の表示物」は漏れのないよう確認が必要です。

条例により、18才未満の方に対し「この欄に陳列されている一部の雑誌」の、販売・閲覧を禁止されていますので、ご了承ください。



年齢確認実施中  
未成年者には  
酒類を販売しません。

ビール酒造組合「2015年春 STOP! 未成年者飲酒キャンペーン」に協力します。このPOPIは、4月の1ヶ月間掲出してください。

**お酒コーナー**  
法律により年齢確認実施中です。  
未成年者には酒類を販売いたしません。

酒類・たばこのご購入に際しては、法律に基づきお客様の年齢確認ができる身分証明書等をご提示いただく場合がございます。ご協力お願いいたします。  
ご提示いただく場合は年齢確認をさせていただきますので、ご断念ください。

#### 【SS Topics】国税庁 年齢確認ポスターの掲示について

◆ 毎年4月は未成年者飲酒防止強調月間です。

酒類販売管理者名・酒類販売管理研修受講日 を必ず記入した状態で掲示しましょう。（強調月間終了後も、引き続き掲示するようにしましょう。）






←確認したら  
サインしましょう  
発行：2015年3月



SS広場